

令和3年度
著作権講座、情報モラル講座（eラーニング）
実施要項

講座のねらい	教職員が、適時で遵守すべき事項、配慮事項について、効率的、効果的に研修を行い、教職員個々の資質向上を図る。
受講対象	令和3年5月1日に在籍する府立学校全教職員（管理職、非常勤職員を含む。） ※著作物及びICT機器を教育上取扱う又はそれを管理する教職員は原則受講すること。それ以外の教職員についても、受講することが望ましい。 ※令和3年5月2日以降の採用者については、採用時に受講させること。 ※複数校に勤務する場合は、いずれかの1校で受講させること。
視聴開始	令和3年5月10日（月） ※令和3年5月2日以降の採用者を対象とし、受講スライド資料は2月末まで掲載する。
会場	各所属校

講座名	講義題等	内 容
著作権講座	授業目的公衆送信補償金制度について～制度を知り、著作物を正しく活用しよう～	・制度について知ろう ・著作権法について理解を深めよう ・今日の学習を振り返ろう
情報モラル講座	情報モラルについて	・教職員の情報モラル ・児童生徒への情報モラル教育と指導方法の例

※各講座の受講時間は5～10分程度

そ の 他	1 受講方法 (1) 京都府総合教育センターホームページ（I T E C）にアクセスし、「1人1台端末時代の学びWe b研修動画」をクリックし、ログインする。 ※ログインに必要なID、パスワードは各学校への通知文（令和2年9月14日付け2教セ第276号）又は京都府総合教育センターだより第132号（令和3年1月21日発行）、第133号別冊（令和3年3月22日発行）の「令和3年度研修講座一覧」を参照してください。 (2) スライド資料（PDF形式）による講義を受講する。 (3) 「府立学校はこちら」から「Microsoft Forms」にサインインし、確認テストに解答し、必要事項の入力データを送信する。 ※「Microsoft Forms」へのサインインは「@kyoto-be.ne.jp」又は「@online.kyoto-be.ne.jp」を使用してください。 ※みらいネットアカウントの新規発行等は、みらいネット事務局（ICT教育推進課）に連絡してください。 2 受講状況の通知について (1) 総合教育センターで5月末、6月末までに受信したデータをもとに、受講者一覧表を作成し、それぞれ翌月に各学校に受講状況を通知します。 (2) 各学校の未受講者への受講指導については、状況に応じ各学校の判断とする。 3 問合せについて 教職員人事課 教職員人材育成係（本通知に関すること） TEL：075-414-5804 総合教育センター 企画研究部（受講内容及び受講方法等に関すること） TEL：075-612-2950
-------	--